



各位 殿

平成20年4月16日

件名：国交省、運送業者に燃料サーチャージ導入を行政通達

国土交通省は3/14、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を発表しました。燃料費高騰が続く中、なかなか進まない運賃への転嫁を、官が後押しする内容です。同時に「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」も発表されました。

燃料サーチャージは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別立ての運賃として設定する制度で、基準とする燃料価格より一定額以上上昇した場合にその上昇幅に応じて増額改定して適用。基準価格より低下した場合は廃止となります。

国土交通省は、「2003年に¥64/L程度だった軽油価格は、約7割高の¥110/L前後にまで上昇。トラック運送産業全体のコスト増は7,100億円に達すると推計される。しかし運送業者は中小企業が多く運賃交渉力が弱いためほとんど運賃転嫁が進んでいない。さらに運賃の買ったとき等の不適正取引の実態が明らかになっており、わが国の経済成長を持続可能なものとするためには、トラック運送業のような中小企業の成長力底上げが急務。」として、このガイドラインの作成と導入を働きかけるとしています。

未導入業者には事情聴取や調査を行い、結果によっては改善命令の対象とする。また命令に従わない場合は処分も行い、それが荷主の指示で行われている場合は荷主への勧告も行う、とするなど、強制力を伴った強力な指導が行われる見込みです。

また、同時に発表された「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」では、「個別運送内容を考慮しない一律一定率の引き下げ」「高速道路を利用しなければ到着が無理な到着時間を設定しながらの高速料金の未払い」「運送とは関係ない労務作業に従事させた費用の未払い」等、具体例を挙げて、独占禁止法違反の恐れや、貨物自動車運送事業法に基づく事業改善命令や荷主勧告の発動要件となる恐れについて警告しています。

4/1よりガソリン・軽油への暫定税率の適用が中止になったこともあり、今のところこのガイドラインに関連した各運送業者よりの大きな動きはございません。しかし5月以降、再び燃料への暫定税率適用が再開された場合、燃料サーチャージの導入が一気に動き出す可能性がございます。各お客様におかれましては、以上の状況につきまして、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

【資料：国土交通省ホームページ】（平成20年3月14日自動車交通局貨物課）
「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び
「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314_2.html

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>